和光市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

和光市

はじめに



現在の日本では、少子化の進行、子ども・子育て支援の質・量の不足、子育てに対する孤立感と負担感が増加しています。このような情勢の中、国では待機児童解消や地域での子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行します。

新制度では、高質な幼児期の教育・保育の総合的提供や、待機児 童解消、地域での子育て支援の充実を図ることとしています。

本市では、交通利便性の高さ等による人口流入が多く、総人口の 微増傾向に伴い、子どもの人口も増加が見込まれるため、本市の地

域特性や課題等を踏まえた独自の施策による待機児童解消と子育て支援の充実が不可欠です。

そのため、子育て家庭が地域で安心して妊娠・出産・子育てをすることができる「地域包括ケアシステムの構築による子ども・子育ての自立支援」を目指し、計画の基本方針として、待機児童の解消に向けた基盤整備の推進、自立支援や妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の実現のための医療・保健・予防・福祉の効果的連携と相談調整機能の充実を掲げ、課題解決型の施策を推進します。

また、本計画での新たな取組として、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、相談支援に個別ケアマネジメントの手法を導入し、医療・保健・予防・福祉の各サービスが一体的に提供可能な仕組となる「わこう版ネウボラ」の実施により、子ども及び子育て世帯に対する相談支援の強化を行います。

和光市では、この計画に即し、課題解決に向けた施策に取り組んで参りますので、市民の皆様、関係機関及び団体の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました和光市子ども子育て支援会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

和光市長

松本武洋

目 次

第	1 部	引画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第 1	章 計画の基本的性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1	計画策定の背景・趣旨	
	2	計画の位置づけ	
	3	他の計画との整合性	
	4	計画の期間	
	第2	章 計画の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1	計画の基本理念	
	2	基本目標・基本方針	
	3	地域包括ケアシステム	
	4	コミュニティケア会議による課題解決の機能	
	5	地域包括ケアシステムを構成する各主体の取組みの方向性	
	6	日常生活圏域(教育・保育の提供区域)	
	7	計画の推進に向けて	
		計画の進行管理	
	第3	章 新制度における和光市の支給認定審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	1	保育の必要性の認定	
	2	和光市の支給認定の審査方法	
第	2 部	る 和光市における子ども・子育て支援の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	第 1	章 子どもと家庭を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	1	人口	
	2	合計特殊出生率	
	3	世帯構成	
	4	女性の労働力率	
	第2	章 ニーズ調査結果からみた現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	1	各調査の概要	
	2	就学前児童の保護者へのニーズ調査から	
	3	妊婦へのニーズ調査から	
	4	幼稚園利用者(保護者)へのニーズ調査から	
	5	保育クラブ利用者(保護者)へのニーズ調査から	
	6	ひとり親家庭に対するニーズ調査から	

	第3	章 教育・保育サービス等の利用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	1	就学前児童の状況	
	2	居住地エリア別の子どもの人数と施設定員数	
	3	認可保育所	
	4	家庭保育室	
	5	幼稚園	
	6	保育クラブ	
	7	保育所の待機児童	
	8	和光市の保育施設整備状況	
第	3 部	る 和光市における子ども・子育て支援の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
		章 子ども・子育て支援の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第 2	章 将来推計人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
	1	人口推計	
	2	子どもの人口の推計	
	第3	章 教育・保育事業の量の見込みと提供体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	1	推計の手順	
	2	教育・保育事業の展開にあたっての考え方	
	3	教育・保育事業の量の見込み	
	4	教育・保育事業の提供体制	
	第 4	章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制・・・・・・・	65
	1	推計の手順	
	2	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	
	3	地域子ども・子育て支援事業の内容と提供体制	
第	4 部	利用者負担額·····	83
	第 1	章 新制度における公費の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	1	利用者負担額の構造と料金改定による負担率の推移	
	2	公定価格の算定方法	
	第 2	章 教育・保育の利用者負担額の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
	1	国の利用者負担限度額	
	2	和光市の利用者負担額	
	第 3	章 利用者助成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92
	1	低所得者層助成(2号・3号認定子ども)	
	2	利用者負担額の激変緩和措置(2号・3号認定子ども)	
	3	入園料助成(1号認定子ども)	
	4	多子減免の対象拡大	

第5部 子ども・子育て新システムデザイン95
第 1 章 子育て世代包括支援センターの事業運営方針······97
第2章 地域包括ケアシステムにおける個別マネジメント・・・・・・・・・・・・ 98
第3章 教育・保育事業の質の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
1 市における指導体制の構築
2 事業者自らが質の向上に取り組むための支援
第4章 人材の専門性の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・102
1 座学による研修(知識の習得)
2 OJT(実践による育成)
3 各種専門性に対するキャリア段位の付与
4 積極的な人材確保
第5章 社会福祉協議会との事業連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
第6章 グランドデザイン(圏域別の整備計画)105
付属資料109
1 委員名簿
2 和光市子ども・子育て支援事業計画策定経過
3 和光市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の概要
4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(抜粋)
5 用語集

第1部

計画策定にあたって

第1章 計画の基本的性格

1 計画策定の背景・趣旨

和光市では、平成 22 年 3 月に「わこう子どもプラン(和光市次世代育成支援対策後期行動計画)」を策定し、「子どもと大人の笑顔かがやくまち・和光」を将来像に、「子どもと親のウェルビーイングの促進」を基本理念に、保育サービスの充実、子育て世帯の孤立の予防・防止、次世代の育ちへの応援、特別な配慮を要する世帯への支援の4つを重点的に推進すべき課題として取り組んできました。

国では平成 15 年には「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」が制定され、「少子化社会対策基本法」に基づき平成 16 年 6 月には「少子化社会対策大綱」、同年 12 月には「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けています。

しかし、このような取組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子ども・子育で支援が質・量ともに不足していること、子育での孤立感と負担感が増加していることに加え、待機児童問題等の課題を踏まえ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育で関連3法」が制定されました。この「子ども・子育で関連3法」に基づき「子ども・子育で支援新制度」が平成27年に施行され、新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育で支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、和光市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、及びそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となります。「わこう子どもプラン(和光市次世代育成支援対策後期行動計画)」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、「わこう子どもプラン」によるこれまでの取組みの成果を引き継ぎ、新たな計画として「和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

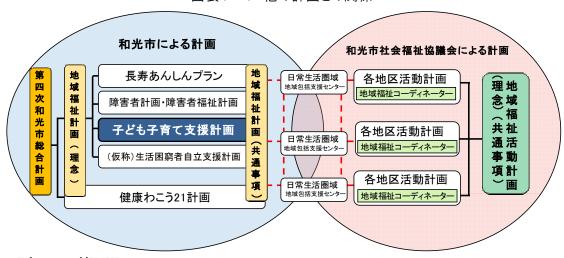
本計画は「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定された「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」も含んだ計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえると同時に、 和光市の独自施策を盛込んだ計画として策定します。

3 他の計画との整合性

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、「第四次和光市総合振興計画」が掲げる理念や将来像を基に、和光市における子ども・子育て支援についての総合的な計画としての目標、具体的施策などを示したものです。

さらに、総合振興計画の部門別計画(保健福祉分野)としての性格を有する「第三次和光市地域福祉計画」や「健康わこう21計画」の策定趣旨に沿って、保健・福祉・ 医療分野の各種計画との整合を図り、地域包括ケアの視点により施策を推進します。



図表1-1 他の計画との関係

4 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を計画期間とし、平成 29 年度までの 3 年間で地域における課題解決のための方策を講じ、平成 29 年度中に事業計画の中間評価・見直しを行います。また、平成 30 年度からの後半の 2 年間では、次期計画の策定に向けた準備を行います。



図表1-2 計画の期間

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は次のとおりです。

【基本理念】

子どもが健やかに育つための環境づくり

少子・高齢化、家族の変化、コミュニティの変化、情報化の進展などにより、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

和光市に生まれ育つあらゆる子どもたちが、かけがえのない個性ある存在として認められ、心身ともに健やかに成長していくために、また子育てを担う保護者が子育てに対する不安や孤立感を減らし、ワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、自己肯定感を持って子どもと向き合えるための支援をしていくことが重要になっています。

他方、社会保障改革推進法の制定により、社会保障の機能充実と給付の重点化及び制度運営の効率化を図ることで社会保障費の増大を抑制しつつ、将来にわたり持続可能な社会保障制度としていくための改革が進められています。この社会保障制度改革の視点をもちつつ、本計画は、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度において導入される新たな仕組みのもとで、これまでの和光市の取組みを継承し充実させていきます。

子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、また、子どもたちが新たな時代の 担い手として活躍していくための環境づくりを支援していきます。

2 基本目標·基本方針

基本理念を実現するための基本目標及び基本方針は次のとおりです。

【基本目標】

地域包括ケアシステムの構築による 子ども・子育ての自立支援

和光市では、高齢者施策において、地域包括ケアを念頭に置いた先駆的な取組みを 進めてきました。地域包括ケアシステムは、地域の課題を地域の中で解決するための 仕組みであり、和光市では、この取組みを保健福祉分野の他の制度にも拡げ、市民が 地域で自立した生活を送り続けることができる地域づくりを目指します。

そこで、今回の子ども・子育て支援システムを導入するにあたっては、「地域包括ケアシステムの構築による子ども・子育ての自立支援」を基本目標とし、今後の和光市における社会保障制度改革のシステムの基盤整備を進めていくこととします。

そのために、今後5年間で、本計画では、次の4つの基本方針のもとで施策・事業 を展開します。

【基本方針】

- ①待機児童解消に向けた子ども・子育て支援事業の基盤整備の推進
- ②自立支援を基本とした子育て世代包括支援センター等の総合相談調整機能の充実
- ③妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援(シームレスケア)実現に向けた 医療・保健・ 予防・福祉の効果的連携
- ④日常生活圏域における子育てを支える独自施策の展開

3 地域包括ケアシステム

「子どもが健やかに育つための環境づくり(基本理念)」の実現ためには、地域で 安心した妊娠・出産・子育てができることが必要です。

和光市では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、医療・保健・予防・福祉が一体的に提供できる仕組みとして「わこう版ネウボラ*」を実施します。

また、コミュニティケア会議で各ケースの情報や課題を共有し、課題解決に向けての支援方針の決定や支援計画調整を行うことで、支援が必要な子どもや家庭に対して適切な支援サービスの提供ができるような体制を構築し、他制度・他職種のシームレスなケアを実現します。

医療との連携体制は、地域の小児科医(かかりつけ医)を中心とし、必要に応じて総合周産期母子医療センターや小児医療センター等専門医療の後方支援を受けることができる専門医療と地域医療とのシームレスなケアを念頭に置いて構築しています。さらに児童養護施設や、障害児の施設入所支援等から地域に移行する際の相談支援や医療的ケア、障害児教育との連携をスムーズに行うことができる地域包括ケアシステムを構築します。

※わこう版ネウボラ事業では、母子保健事業と子育て支援事業が融合し、妊娠期から就学前まで相談と支援が身近な子育て拠点で受けられるようになります。詳しくは67ページをご覧ください。

他制度・他職種の連携 (わこう版ネウボラ すべての部署がアセスメントを行い、複合的な課題 複合的・潜在的な課題の発見が迅速になり、 が発見された場合は、他制度・他職種のチームケ 必要サービスを適切に受けられる。 アにより一体的な支援を提供し、解決を図る。 病院 福祉施設 ※垂直統合:施設・病院との 産後うつ・障がい児 児童養護施設 効果的連携 多胎児・里帰り出産等 垂 母子生活支援施設 育児ストレス 虐待・DV等の 直 育児不安 施設入所 ケアプランの作成支援 孤立 統 合 子ども・子育て基盤 保健・医療基盤 中央コミュニティケア会議 (こども部会) 児童センター 産科 医磨機関 児童館 かかりつけ医 保育所 小規模保育事業 24時間定期巡回 保健所 訪問看護 子育て世代包括支援センター (圏域) 保健センタ 幼稚園 ※現:子育て支援センタ 認定子ども園 ◆子育て支援コーディネーター わこう産前・産後 ◆母子保健コーディネータ・ ケアセンタ-保育クラブ 隨害 水平統合 リハビリテーション

図表1-3 地域包括ケアシステムの姿 ~ 他制度・他職種の連携のイメージ ~

※水平統合:地域のサービス基盤の効果的連携

学校

学校・教育基盤

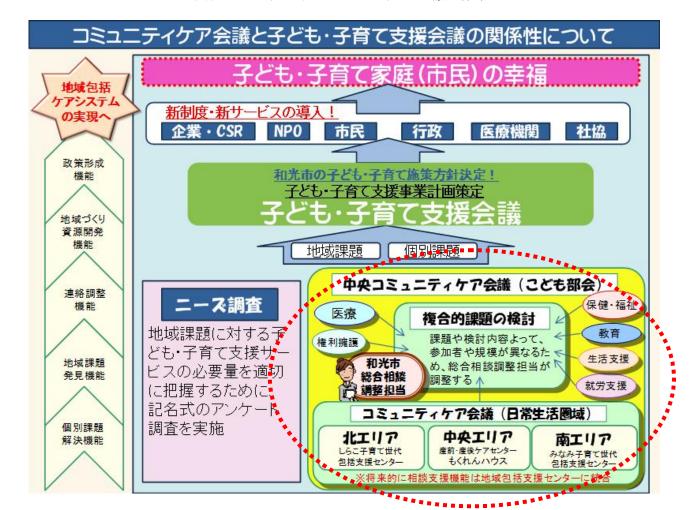
4 コミュニティケア会議による課題解決の機能

和光市では、身近な場所で相談できる体制を整えるため、日常生活圏域ごとに子育 てに関して総合的に相談できる子育て世代包括支援センター等を設置し、一人ひとり に対するケアマネジメント体制を構築します。

具体的には、個々のケース課題の解決に向けた検討を行う「コミュニティケア会議 (子育て世代包括支援センター*で開催)」を各エリアで行います。

また、圏域内の支援体制だけでは解決できないハイリスクケースや、子ども・子育て分野の制度のみでは解決が困難な複合的な課題を含むケースについては、市役所本庁において「中央コミュニティケア会議(こども部会)」を行い、課題解決に向けた検討を行います。「中央コミュニティケア会議」には、市や関係機関、子育て世代包括支援センター職員が参加し、チームケアにより個々のケースを支えるとともに、会議を通じてケアマネジメントに関するOJTを行うことで職員の専門性をより高めていきます。

※子育て世代包括支援センター:子育て支援センターが新制度施行に伴い名称変更となります。



図表1-4 和光市のコミュニティケア会議の体系

5 地域包括ケアシステムを構成する各主体の取組みの方向性

地域包括ケアシステムは、子ども、障害者(児)、高齢者等を含む地域住民に対する個別支援のため、あらゆる地域資源(社会資源)を活用して、地域の特性にあった 課題解決のための仕組みです。

和光市では、子どもと子育て家庭を支えていくため、保護者や関係機関等が主体となった地域包括ケアシステムを構築し、それぞれが連携して子ども・子育て施策を推進していきます。

本計画では、地域包括ケアシステムを構成する各主体の役割を次のように位置づけ、 取り組むべき方向性の共有を図ります。

◆保護者

子どもの保護者は、子どもの健やかな成長に責任を持つと同時に、子育てにおける 自立を果たさなければなりません。そのためには、子育てに対する心構えを持ち、自 己の生活スタイル等にあわせた教育・保育サービスを適切に選択することができるよ う、自らが情報を収集するためのネットワークを築き、情報を選択する能力を高める よう努める必要があります。

地域包括ケアシステムでは、保護者が子育てにおいて自立することができるよう、 保護者同士の交流ネットワークづくりを促進し、子育てでつながる豊かな地域社会の 形成を支援します。

◆教育·保育施設(事業者)

子ども・子育てにおいてケアマネジメントを推進していくためには、個別ケースに対する的確なアセスメントとモニタリングに加え、サービス提供者である地域の教育・保育施設や保健・医療機関等による専門性の高いサポート体制を構築することが重要であり、それぞれの機関に属する他職種が、主体的に連携を行わなければなりません。

そのためには、本計画が掲げる方針と目標に沿った事業の推進に努めるとともに、 事業の実施により地域課題について、有するノウハウ等を活用した課題解決に向けた 積極的な政策提案を行うよう努める必要があります。

◆民間企業・N P O・地域の諸団体

地域における互助機能を高めるためには、民間企業やNPO団体等の組織力や機動力が重要です。

地域全体で子どもと子育てを支えるため、自らが地域の互助を支える一員であることを自覚し、本計画の趣旨に沿って積極的な事業等への参加に努める必要があります。

◆和光市

地域包括ケアシステムの構築と運営においては、各主体の活動等をコーディネート し、地域における課題を解決し、保健福祉財政の持続の可能性を高めるためには、計 画に基づく高い政策実行能力が求められます。

特に、子ども・子育てにおいては、直接サービスを受ける子どもはもちろんのこと、 保護者を含む世帯全体を支援の対象とし、他制度・他職種による支援を総合的に調整 します。

また、地域包括ケアシステムの構築と個別ケアマネジメントの推進に資するため、 市職員、サービス提供者、マネジメント担当者等の人材育成を行うと同時に、新たな 社会資源や人材の獲得により、地域包括ケアシステムの質的な充実を図ることも重要 な役割となっています。

◆埼玉県

県には、市が施策を推進する上で必要となる制度上の調整や財源確保等について、 国に対して働きかけを行う際の調整や支援等を期待します。



図表1-5 子どもを取り巻く資源・環境のイメージ

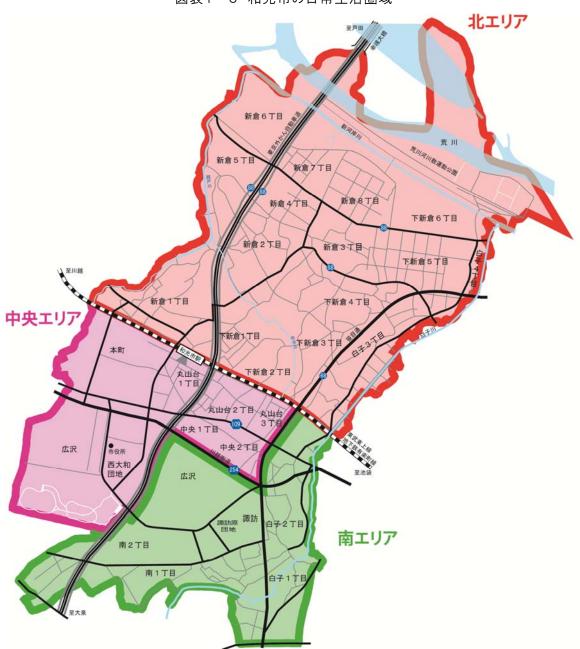
出典:厚生労働省老健局 「地域包括ケアシステムについて」(平成 25 年 6 月)(一部改編)

6 日常生活圏域(教育・保育の提供区域)

子ども・子育て支援法の規定に基づき、準中学校区を基本に日常生活圏域を設定しました。

和光市では、すでに高齢者施策の長寿あんしんプラン(介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画)において、平成 18 年度から3つの圏域を設定し、日常生活圏域ニーズ調査の実施により圏域ごとの課題をとらえ、サービスの必要量と供給量を分析して計画を策定しています。

本計画では、子ども・子育てに関する地域の課題解決に向けた実行計画とするため、 長寿あんしんプランと同様に、「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定 し、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービス提供を行います。



図表1-6 和光市の日常生活圏域

7 計画の推進に向けて

(1) 子ども・子育て支援会議

和光市子ども・子育て支援会議条例(平成25年条例第16号)の規定に基づき設置される市長の諮問機関であり、子ども・子育て支援事業計画をはじめとした子ども・子育てに関する施策を審議します。

(2) 事業者連絡会の設置

教育・保育関連事業者の連絡組織として、事業者間の情報交流・意見交換の場とすると同時に、制度解説や制度改正の周知及びケアマネジメント能力の向上に資する研修等を実施することにより、市と事業者が本計画に基づく事業運営の方針と目標を共有し、事業を効果的に推進するために重要な会議として位置づけます。

(3) コミュニティケア会議

和光市が進める子ども・子育てケアマネジメント体制の構築に向けて、3つの日常 生活圏域ごとに、個別の課題を解決するためのマネジメントを行うコミュニティケア 会議を設置します。

コミュニティケア会議は、個別のケアマネジメントを行う際に把握される地域の課題やニーズを集約し、これらに対応するための方策を提案するなど、個別のケアマネジメントと地域課題を解決するための施策をつなぐ役割を担います。

また、子ども・子育てに関する制度だけでは解決することができない複合的な課題に対応するため、中央コミュニティケア会議(こども部会)で他制度・他職種による支援のコーディネートを行うことにより、課題解決・自立支援マネジメント、生活設計支援マネジメント、妊娠中から就学までの継続的マネジメント機能を充実させていきます。さらに将来は、高齢者・障害者等とのケアマネジメント統合を目指します。

(4) 多様なサービス提供の検討

和光市では、サービスの必要量と供給量の分析に基づく多様なサービスの提供を進める中で、民間事業者が有する能力やノウハウを活用することにより、高い事業効果を期待することができる分野においては、優良な民間事業者の参入を促進するための方策を積極的に検討していきます。

(5)教育・保育事業の質の確保

市は教育・保育事業の質的な向上を図るため、事業者連絡会の設置を含め、市における事業者に対する支援及び指導体制の構築に努めます。

また、事業の質を高めるための人材育成の取組みとして、子ども・子育て支援従事者を対象とした和光市独自の研修を実施します。

さらに、市は、事業者が質の向上を図るための取組みとして、事業者に対し保護者 や地域住民を含めた各事業者の運営推進会議の設置や外部評価の導入による情報公 表等を支援し、事業の透明性の確保及び安心・安全な事業の提供を図ります。

(6) 子どもの育ちを支える環境整備

幼児期の子どもは、様々な遊びを通してしなやかな身体がつくられ、運動能力が向上します。子どもが遊びに夢中になれる環境こそ、子どもの育ちを支えます。和光市では、健やかな成長・発達を保障するために、教育・保育施設の遊び環境の充実と地域の遊び場の整備をしていきます。

(7) 市民への情報提供・関連機関との情報連携

市及び関係機関は、保護者が妊娠・出産・子育て支援等に関する情報を得ることができるよう、情報発信及び情報公表を行います。なお、わこう版ネウボラ事業の利用者支援事業においては、個別マネジメントの一環として利用者に必要な情報を一体的に提供します。あわせて、市民が的確な情報選択や情報把握ができるよう支援する取組みを行います。

ケース対応において、市役所と関係機関では、ICTを活用した情報連携(関係様式の一元化・アセスメント及び評価視点の統一化)を行い、コミュニティケア会議等での情報統合を進めていきます。

(8) 公設保育所の在り方

子ども・子育て新制度において、保育所の運営に公定価格等が導入されることに伴い、既存の公設民営保育所の在り方について、運営主体の経営面を含めた検討を行い、 平成29年度には和光市ひろさわ保育園の運営を民設民営に移行します。

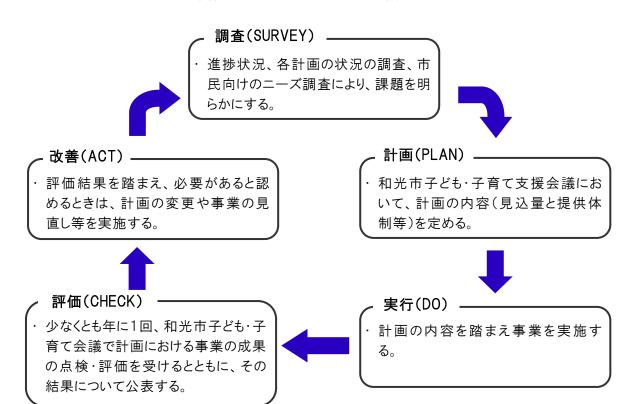
なお、既存の公設民営保育所及び公設公営保育所に関しても同様の視点から今後計画的に運営方式の検討を行っていきます。

8 計画の進行管理

市は本計画を着実に推進するため、和光市子ども・子育て支援会議を継続的に開催し、会議において計画の進捗状況の把握・点検を行います。

計画の進行管理には「SPDCAサイクル」を導入し、子ども・子育て支援会議において、事業の進捗状況、見込量と提供体制について実績を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表1-7 SPDCAサイクルの図



第3章 新制度における和光市の支給認定審査方法

1 保育の必要性の認定

「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園・保育所等の給付対象の施設や事業を利用することを希望する保護者は、和光市が定める基準に従って、1~3号の保育の必要性の認定を受けることになります。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育事業

2 和光市の支給認定の審査方法

和光市では、透明性及び公平性確保の観点から、保育の必要性の認定を合議制(保育認定審査部会)の機関を設置して実施します。

保育の必要性の認定は、「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める指数による判定を「一次判定」とし、保育認定審査部会における審査・認定を「二次判定」とします。

市長が支給認定を行うにあたっては、「保育認定審査部会」に保育の必要性の基準、 調整及び優先保育の基準により判定した結果を通知し、支給認定に関し必要な事項に ついて審査及び判定を求めます。

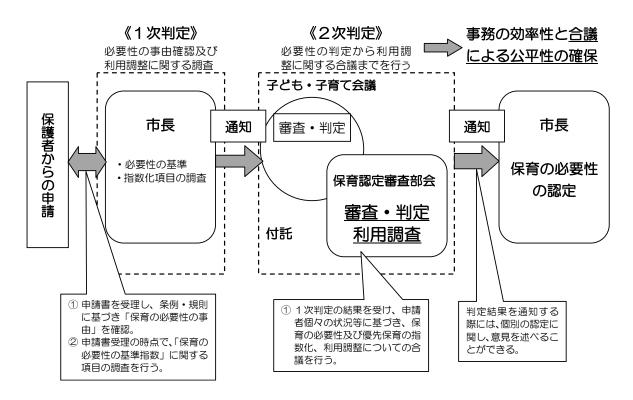
「保育認定審査部会」は、保育の必要性の基準等に従い、保育を必要とする子ども について支給認定に関する審査及び判定を行い、市長に通知します。

※保育の必要性の認定等に用いる指数について

保育の必要性、保育の必要性の基準の調整及び優先保育の基準の指数については、これらの認定を行うため、事由を客観的に評価することができるよう定める必要があります。

新制度の施行に伴い、基準の指数を含む判定手法の見直しを行いますが、これまでの事務取扱を大きく変更させることにより不利益等が生じることのないよう、平成27年度の保育の必要性の認定等は従来のものの一部整理・見直しにより行うものとしつつ、平成27年度中に統計的な見地による新たな認定手法を検討し、対象となる子どもに対するアセスメント事項を加味して、平成28年度から新たな指数で選考を行います。

図表1-8 保育の必要性の認定に関する条例に基づく支給認定の審査方法



第2部

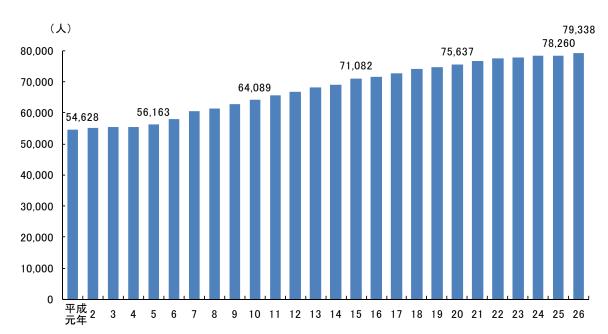
和光市における 子ども・子育て支援の現状

第1章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口

(1) 人口の推移

和光市は交通の利便性に恵まれ東京圏のベッドタウンとして発展し、人口も一貫して増加しており、平成 15 年以降は 7 万人を超え平成 26 年 3 月 31 日現在では 79,338人となっています。



図表2-1 人口の推移(和光市)

資料: 和光市住民基本台帳、外国人登録(各年3月31日現在)

(2) 人口構成比

和光市の人口構成比は、0~14歳(年少人口)の割合に大きな増減は見られず、15~64歳(生産年齢人口)の割合は低下傾向、65歳以上(老年人口)の割合である高齢化率は上昇傾向にあります。

平成26年について全国、埼玉県と比較すると、和光市は全国、埼玉県に比べ0~14歳、15~64歳の割合が高く、65歳以上の割合が低くなっています。



資料:和光市:住民基本台帳(各年3月31日現在)

全国:総務省統計局「人口推計」(平成26年4月1日現在)

埼玉県·新座市·朝霞市·戸田市:埼玉県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」 (平成 26 年 1 月 1 日現在)

(3) 子どもの人口

子ども (17歳以下) の人口は増加傾向にあり、年齢別にみると平成 26年は平成 21年と比較すると、12歳以上が大きく増加しています。

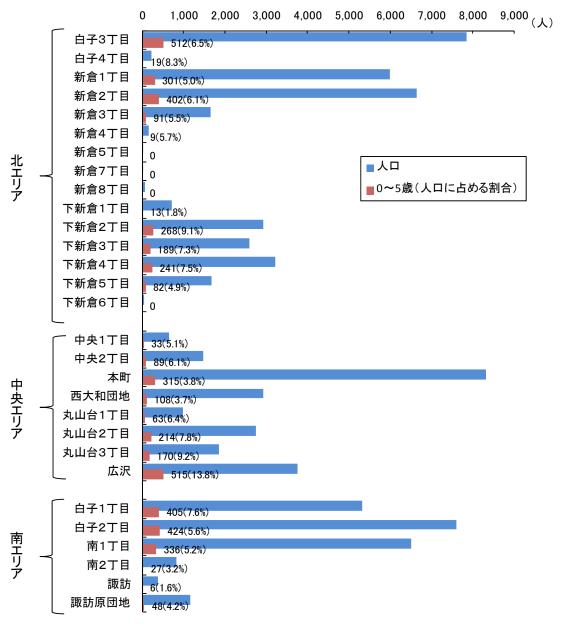
(人) 15,000 12,888 12,949 13,041 13,122 13,176 13,310 13,465 11,784 11,977 11,944 12,005 12,012 12,369 12,583 12,544 12,679 12,756 1.816 1.964 1,629 1,655 1,662 1,802 12,000 1,629 1,674 1,651 1,684 1,846 1,742 1.934 1,929 1,713 1,856 1,883 2,026 2,031 2,089 2,110 2,118 1,666 1,706 1,707 1,696 1,710 1,704 1,822 1,748 9.000 1,926 3,892 4,084 4,246 4,341 4,445 4,483 4,530 4,458 4,378 4,356 4,359 3 740 3,617 3.625 6,000 2,457 2,451 2,494 2,390 2,279 2 328 2,499 2,433 2,343 2,305 2,298 2,335 2,365 2,091 2,149 1,959 3,000 2.640 2,530 2,518 2,558 2,612 2,323 平成 10年 11 12 15 17 20 21 22 23 24 25 26 ■0~2歳 ■3~5歳 ■6~11歳(小学生) ■12~14歳(中学生) ■15~17歳

図表2-3 子どもの人口の推移(和光市)

資料:和光市住民基本台帳(各年3月31日現在)

(4)地域別人口

地域別に $0 \sim 5$ 歳の人口をみると、「広沢 (515人)」、「白子3丁目 (512人)」が500人を超えて多くなっています。 $0 \sim 5$ 歳の人口に占める割合が最も高いのは「広沢 (13.8%)」であり、1地域だけ10%を超えています。



図表2-4 地域別人口(和光市):平成25年

資料:和光市住民基本台帳(平成25年3月31日現在)

2 合計特殊出生率

和光市の合計特殊出生率は増減と増加を繰り返しながらも平成 17 年以降は上昇傾向にあり、平成 25 年は 1.40 となっています。

平成25年では、和光市は全国を下回り、埼玉県を上回っています。

1.60 1.51 1.50 1.45 1.43 1.43 1.42 1.41 1.39 1.39 1.40 1.38 1.37 1.37 1.36 1.40 1.33 1.35 1.34 1.33 1.37 1.32 30 1.30 1.29 1.30 1.33 1.28 1.28 1.33 1.32 1.26 1.32 1.31 1.29 1.24 1.29 1.29 1.26 1.28 1.28 1.28 1.23 1.23 1.24 1.20 1.22 1.23 1.23 1.21 1.21 1.20 1.17 1.10 0.00 平成 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 8年

◆ 和光市

図表2-5 合計特殊出生率(全国、埼玉県、和光市)

資料:全国は人口動態統計、埼玉県・和光市は埼玉県保健医療部保健医療政策課統計

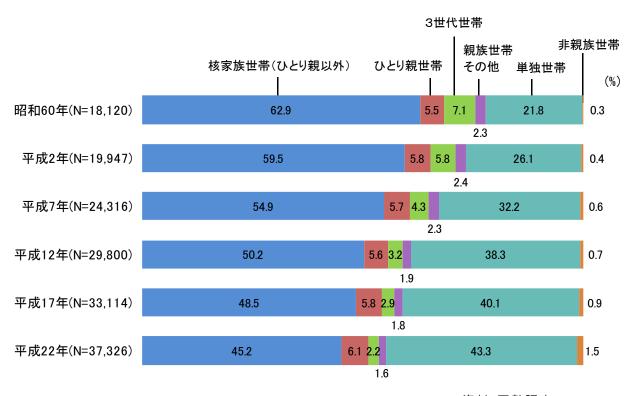
── 全国

── 埼玉県

3 世帯構成

国勢調査によると、昭和 60 年から世帯員が一人の世帯の割合が高くなり、核家族世帯の割合が低くなっています。また、3世代が同居する世帯の割合が減少しており、世帯内で祖父母による子育ての協力が得られる家庭は少なくなっています。

なお、母子世帯*1、父子世帯*2との状況は、平成12年から増加傾向にあり、平成12年の母子世帯172世帯、父子世帯39世帯から、平成22年には母子世帯257世帯、父子世帯61世帯となっています。



図表2-6 世帯構成(和光市)

資料:国勢調査

※1母子世帯:未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯 (他の世帯員がいないもの)

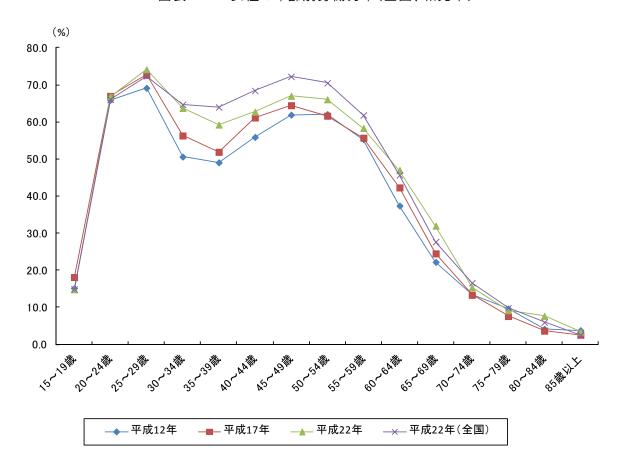
※2父子世帯:未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯 (他の世帯員がいないもの)

4 女性の労働力率

和光市の女性の労働力率を年代別にみると、 $25\sim29$ 歳で最も高くなっていますが、その後減少し、再び $40\sim44$ 歳から上昇します。いわゆるM字曲線を描いていることから、働いていた女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向がわかります。

和光市の労働力率は多くの年代で上昇傾向であり、特に 30~34 歳、35~39 歳では、 平成 17 年から平成 22 年にかけて大きく上昇しています。

全国と比較すると、35~39歳から50~59歳では和光市は全国を下回っています。



図表2-7 女性の年齢別労働力率(全国、和光市)

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

第2章 ニーズ調査結果からみた現状

1 各調査の概要

就学前児童保護者、妊婦、幼稚園利用(保護者)、保育クラブ利用保護者、ひとり 親家庭に向けて計5つの調査を実施した。調査概要は以下のとおりである。

図表2-8 ニーズ調査の概要

調査名	対象者	調査方法	調査時期	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童 保護者調査	和光市在住の 0~5 歳児の保護者 2,000 人	質問紙調査、 郵送法 (未回答者に	平成 25 年 7~8 月	1,262 (63.1%)
妊婦調査	和光市在住の妊娠 中の女性 300人	督促状送付)	平成 25 年 7~8 月	195 (65.0%)
幼稚園利用者 (保護者)調査	和光市在住で幼稚 園に通う子どもの 保護者 1,523 人	質問紙調査、 施設を通じて 配布・回収	平成 25 年 7~8 月	1,523 (71.6%)
保育クラブ利用 保護者調査	和光市の保育クラ ブに通う児童の保 護者 749人	質問紙調査、 施設を通じて 配布・回収	平成 25 年 8 月	380 (50.7%)
ひとり親家庭 調査	和光市在住の児童 扶養手当全対象者 348 世帯	質問紙調査、 郵送法	平成 25 年 8~10 月	215 (61.8%)

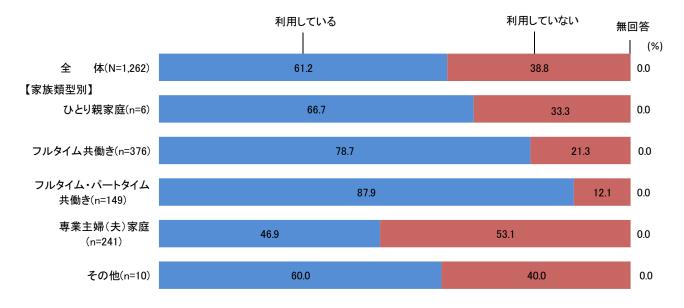
2 就学前児童の保護者へのニーズ調査から

(1) 幼稚園・保育園等の利用状況と利用希望

①幼稚園・保育園等(定期的な教育・保育事業)の利用

幼稚園・保育園等(平日の定期的な教育・保育事業)を利用している人が 61.2%。 家族類型別にみると、利用している割合は、フルタイム共働きで 78.7%、フルタイム・パートタイム共働きで 87.9%、専業主婦(夫)家庭では 46.9%である。

図表2-9 幼稚園・保育園等の利用状況(就学前児童調査、全体、家族類型別)



②利用している定期的な教育・保育事業の種類

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人に利用している事業の種類を聞いたところ、全体では「認可保育園」が43.7%、「幼稚園」が44.3%である。

家族類型別にみると、フルタイム共働きでは「認可保育園」が86.5%、専業主婦(夫)家庭では「幼稚園」が93.8%である。

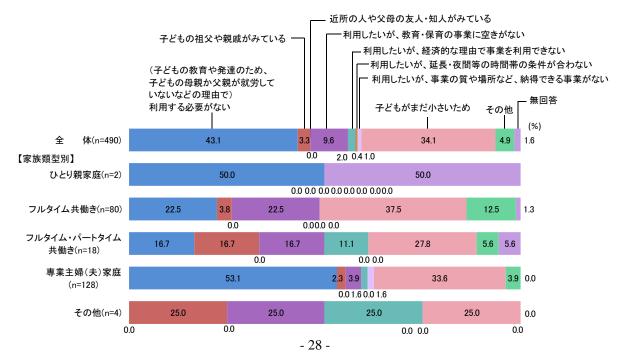
図表2-10 利用している教育·保育事業(就学前児童調査、全体、家族類型別:複数回答) <教育·保育事業を利用している人>

										(%)
		認可保育園	事業所内保育施設	家庭保育室	センターファミリー・サポート・	幼稚園	一時保育の非定型利用	幼稚園の預かり保育	その他	無回答
全	体 (n= 772)	43.7	1.9	6.5	0.6	44.3	3.0	4.4	2.8	0.8
	ひ と り 親 家 族(n= 4)	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家族	フ ル タ イ ム 共 働 き(n= 296)	86.5	2.4	8.1	0.7	1.7	0.0	1.4	2.0	0.3
類	フルタイム・パートタイム共働き(n= 131)	36.6	5.3	13.0	0.0	44.3	6.9	11.5	2.3	0.0
型別	専 業 主 婦 (夫) 家 庭 (n= 113)	2.7	0.0	0.0	0.9	93.8	2.7	5.3	4.4	0.0
	そ の 他 (n= 6)	16.7	0.0	0.0	0.0	83.3	0.0	0.0	0.0	0.0

③定期的な教育・保育事業を利用していない理由

幼稚園・保育園等(平日の定期的な教育・保育事業)を利用していない人にその理由を聞いたところ、全体では「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」が9.6%である。その割合は家族類型別にみると、フルタイム共働きでは22.5%となっている。

図表2-11 幼稚園·保育園等を利用していない理由(就学前児童調査、全体、家族類型別) <教育·保育事業を利用していない人>



④潜在的な保育園の利用意向(母親の就労していない理由)

母親では、現在就労していない人で、すぐにでも、もしくは1年以内に働きたいという希望を持つ人に、就労していない理由をたずねたところ、「保育園に空きがなく、利用できないから」が40.3%となっている。

図表2-12 母親の就労していない理由(就学前児童調査、全体、居住地区別:複数回答) <現在就労していない人>

									(%)
			き保	ら就	が自	らてフ	が得家	そ	無
			な育	職	な分	でル	整ら族	の	回
			い園	活	いの	きタ	つれの	他	答
			かに	動	か知	るイ	てな考		
			ら空	を	ら 識	適ム	いいえ		
			き	す	`	当で	な〜方		
			が	る	能	な働	い等へ		
			な	時	カ	仕き	か就親		
			<	間	に	事な	ら労族		
			`	が	あ	がが	すの		
			利	な	う	なら	る理		
			用	い	仕	い子	環 解		
			で	か	事	か育	境が		
全	体 (n=	129)	40.3	28.7	6.2	27.9	14.7	39.5	4.7
居住	北 エリア (n=	51)	45.1	31.4	5.9	31.4	9.8	43.1	0.0
地	中央エリア(n=	30)	40.0	30.0	6.7	33.3	10.0	43.3	10.0
区別	南 エリア (=	48)	35.4	25.0	6.3	20.8	22.9	33.3	6.3

[※]広沢地区は南エリアに含まれている

⑤事業利用別の幼稚園・保育園等(定期的な教育・保育事業)の利用希望

現在の教育・保育事業利用別でみると、保育園を利用する人で「認定こども園」を希望する人は22.6%、幼稚園利用者では19.0%、その他サービス利用者では40.2%、現在事業を利用していない人では23.3%となっており、認定こども園へのニーズも高くなっている。

また、幼稚園利用者で、現在「幼稚園の預かり保育」を利用している人は 9.1%だが、利用希望をみると 53.5% となっている。

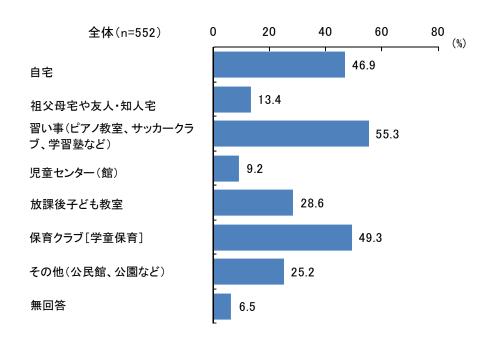
図表2-13 幼稚園・保育園等の利用希望(就学前児童調査、全体、事業利用別:複数回答)

																				(%)
								認可保育園	一時保育の非定型利用	家庭保育室	認定こども園	幼稚園	小規模な保育施設	幼稚園の預かり保育	家庭的保育	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	ト・センターファミリー・サポー	その他	無回答
全					体	(N=1	,262)	52.4	17.1	7.1	23.0	51.8	4.8	29.9	3.0	6.3	2.7	12.8	1.7	2.4
事	保	育	遠	利	用	(n=	337)	92.3	3.6	6.2	22.6	9.5	3.0	11.3	2.7	5.9	5.0	15.7	2.1	1.5
業利	幼	稚	遠	利	用	(n=	342)	14.0	15.2	1.2	19.0	83.9	1.5	53.5	0.9	4.1	1.2	12.0	1.2	4.1
用	その) 他	の事	業利	川用	(n=	87)	72.4	25.3	23.0	40.2	20.7	13.8	21.8	4.6	11.5	3.4	9.2	5.7	0.0
別	利	用	1	な	L	(n=	490)	48.0	26.5	9.2	23.3	64.3	6.9	27.8	4.5	7.3	2.0	12.0	1.2	2.0

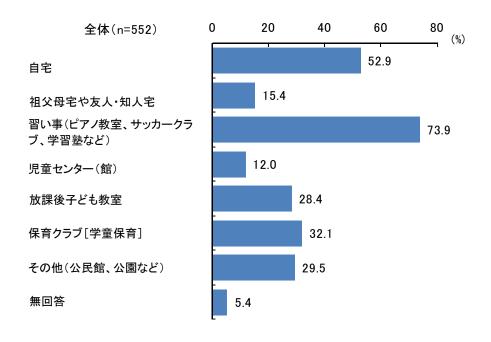
(2)保育クラブの利用希望

放課後に子どもを過ごさせたい場所で「保育クラブ [学童保育]」と回答する割合は低学年で49.3%、高学年で32.1%となっている。

図表2-14 放課後に過ごさせたい場所/小学校低学年 (就学前児童調査、全体:複数回答)<3歳以上の人>



図表2-15 放課後に過ごさせたい場所/小学校高学年 (就学前児童調査、全体:複数回答)<3歳以上の人>



(3) 子育てについての相談

子育てについて気軽に相談できる人について、「いる/ある」が91.0%、「ない」が5.2%である。「いる/ある」人の気軽に相談できる人は、どのエリアも「知人や友人」、「祖父母等の家族」が多くなっている。「近所の人」の割合は、北エリアが17.7%、南エリアが14.6%、中央エリアが7.5%となっており、エリアによって差がある。

気軽な相談相手の有無別にみると、子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」の割合は、相談相手がいる人は 70.0%であり、相談相手がいない人は 35.4%に とどまっている。



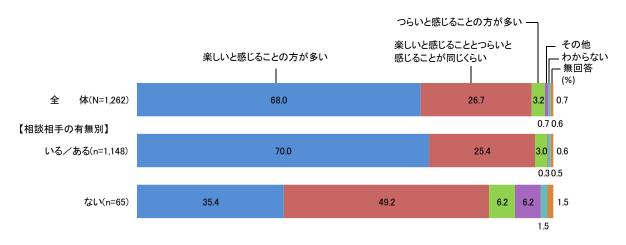
図表2-16 子育でについて気軽に相談できる人の有無(就学前児童調査、全体)

図表2-17 相談先(就学前児童調査、居住地区別:複数回答) <相談相手がいる人>

															(%)
		祖父母等の家族	友人や知人	近所の人	支援センターなど)子育て支援施設(子育て	Z P O	保健所・保健センター	保育士	幼稚園教諭	民生委員・児童委員	かかりつけの医師	窓口和光市の子育て関連担当	インターネット	その他	無回答
全	体(n=1,148)	80.6	81.6	14.5	13.6	0.6	5.1	23.0	14.3	0.1	8.0	2.0	7.8	4.4	0.2
居住	北エリア(n= 502)	82.7	81.3	17.7	14.3	0.8	5.2	26.3	12.4	0.2	8.6	1.8	7.6	5.6	0.2
地	中央エリア (n= 255)	79.6	80.4	7.5	11.4	0.8	5.5	26.3	16.9	0.0	9.0	2.7	10.6	2.7	0.4
区別	南エリア(= 384)	78.6	82.8	14.6	13.8	0.3	4.7	16.7	15.4	0.0	6.8	1.8	6.3	3.6	0.0

※広沢地区は南エリアに含まれている

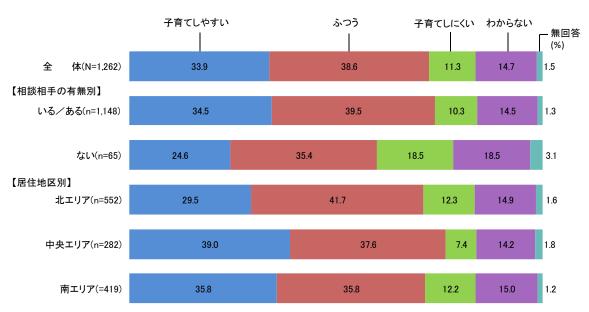
図表2-18 子育てについての楽しいと感じる程度(就学前児童調査、全体、相談相手の有無別)



(4)子育て環境の評価

和光市の子育てのしやすさについての評価は、全体では「子育てしやすい」が 33.9%、「ふつう」が 38.6%、「子育てしにくい」が 11.3%、「わからない」が 14.7%となっている。気軽に相談できる人の有無別にみると、相談先がない人は「子育てしにくい」が 18.5%で、相談先がある人 (10.3%) を 8.2 ポイント上回っている。居住地区別にみると、「子育てしやすい」の割合は、北エリアが 29.5%、中央エリアが 39.0%、南エリアが 35.8%となっている。

図表2-19 和光市は子育てしやすいか (就学前児童調査、全体、相談相手の有無別、居住地区別)



3 妊婦へのニーズ調査から

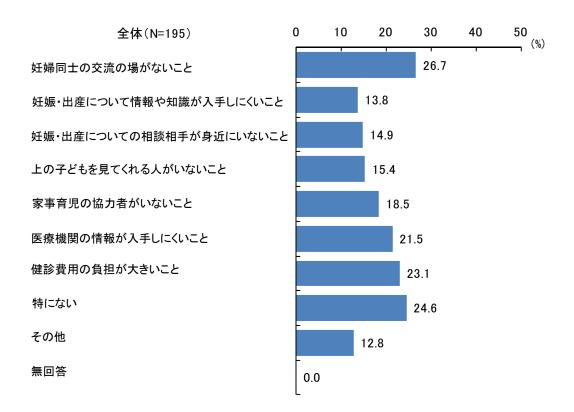
(1) 出産・育児に関する不安

出産・育児に関して不安を感じている人の割合は 72.8%である。妊娠や出産について困っていることは、「妊婦同士の交流の場がないこと (26.7%)」、「健診費用の負担が大きいこと (23.1%)」、「医療機関の情報が入手しにくいこと (21.5%)」等が多い。

図表2-20 出産や育児の不安感や負担感(妊婦調査、全体)



図表2-21 妊娠や出産について困ったこと(妊婦調査、全体:複数回答)



(2)子育て環境の評価

和光市の子育てのしやすさについての評価は、全体では「子育てしやすい」が 10.8%、「ふつう」が 34.4%、「子育てしにくい」が 11.8%、「わからない」が 42.1%となっている。

居住地区別にみると、北エリアは「わからない(50.6%)」が50%を超えている。

子育てしやすい ふつう 子育てしにくい わからない - 無回答 (%) 全 体(N=195) 10.8 34.4 11.8 42.1 1.0 【居住地区別】 北エリア(n=79) 11.4 26.6 11.4 50.6 0.0 中央エリア(n=58) 10.3 39.7 13.8 36.2 0.0 南エリア(n=58) 10.3 10.3 39.7 36.2

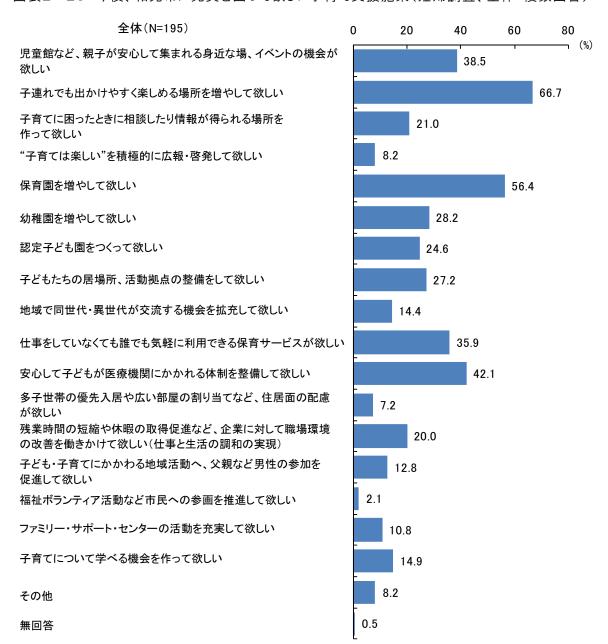
図表2-22 和光市は子育てしやすいか(妊婦調査、全体、居住地区別)

※広沢地区は南エリアに含まれている

(3) 今後、和光市に充実を図って欲しい子育て支援

今後、和光市に充実を図って欲しい子育て支援は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい (66.7%)」が最も多く、「保育園を増やして欲しい (56.4%)」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい (42.1%)」、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場・イベントの機会が欲しい (38.5%)」が続いている。

図表2-23 今後、和光市に充実を図って欲しい子育て支援施策(妊婦調査、全体:複数回答)



4 幼稚園利用者(保護者)へのニーズ調査から

(1) 幼稚園利用者の保育ニーズ

幼稚園における預かり保育の利用状況をたずねたところ、「現在、幼稚園において ほぼ毎日預かり保育を利用している」が 9.5%、「現在、利用していないが、他の保育 事業等を利用している」が 1.7%となっている。

現在、幼稚園において預かり保育を利用していると回答した人に、1 週当たりの利用日数をたずねた。「5 日 (49.0%)」が最も多く、「3 日 (22.1%)」、「4 日 (11.5%)」が続いている。

図表2-24 幼稚園の預かり保育の利用状況(幼稚園利用者調査、全体)



図表2-25 預かり保育、1週当たりの利用日数(幼稚園利用者調査、全体) <幼稚園において預かり保育を利用している人>

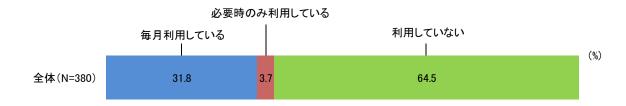


5 保育クラブ利用者(保護者)へのニーズ調査から

(1)延長保育の利用状況

19 時までの延長保育の利用状況は、「毎月利用している」が 31.8%、「必要時のみ利用している」が 3.7%となっている。合計すると 35.5%の人が利用している。

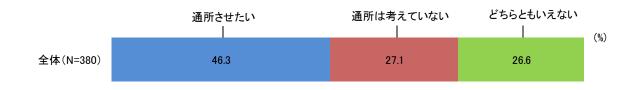
図表2-26 延長保育の利用状況(保育クラブ利用者調査、全体)



(2)5年生以上の通所意向

5年生以上の保育クラブへの通所意向は、「通所させたい」が46.3%となっている。

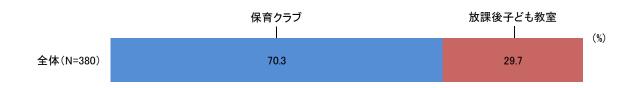
図表2-27 5年生以上の通所意向(保育クラブ利用者調査、全体)



(3) 放課後子ども教室の利用意向

仮に放課後子ども教室を毎日 17 時まで開催した場合、放課後子ども教室と保育クラブのどちらを利用するかたずねたところ、「保育クラブ」が 70.3%となっている。

図表2-28 放課後子ども教室が毎日 17 時まで開催した場合の利用意向 (保育クラブ利用者調査、全体)

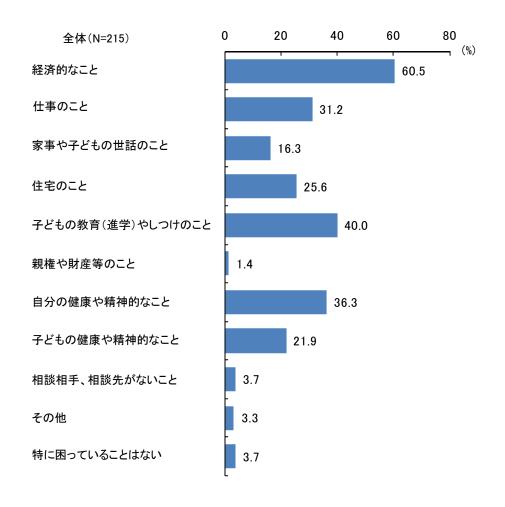


6 ひとり親家庭に対するニーズ調査から

(1)現在困っていること

現在困っていることは、「経済的なこと (60.5%)」が最も多く、「子どもの教育(進学)やしつけのこと (40.0%)」、「自分の健康や精神的なこと (36.3%)」が続いている。

図表2-29 現在困っていること(ひとり親家庭調査、全体:複数回答)

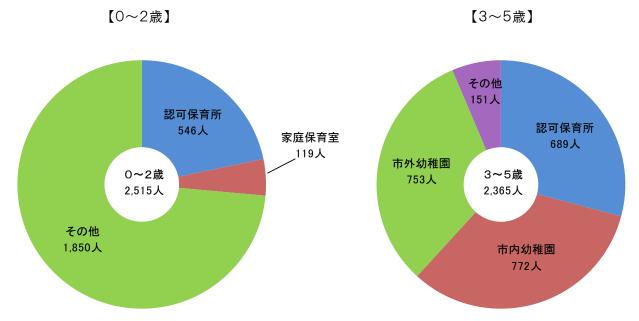


第3章 教育・保育サービス等の利用の現状

1 就学前児童の状況

和光市の $0\sim2$ 歳児 2,515 人のうち、認可保育所に通っているのは 546 人であり、家庭的保育室に通っているのは 119 人であり、合計すると 665 人で 26.4% を占めています。残りの 1,850 人は、企業内保育所等に通っている児童も含まれますが、ほとんどが在宅で過ごしていると考えられます。

 $3\sim 5$ 歳児 2,365 人のうち、認可保育所に通っているのは 689 人であり 29.1% を占め、市内・市外合計すると幼稚園に通っているのは 1,525 人であり 64.5% を占めています。



図表2-30 就学前児童の状況(和光市):平成25年

資料:人口は、和光市住民基本台帳、外国人登録(平成 25 年 3 月 31 日現在) ※幼稚園は平成 25 年 5 月 1 日現在、認可保育所、家庭保育室は平成 25 年 4 月 1 日現在

2 居住地エリア別の子どもの人数と施設定員数

 $0 \sim 5$ 歳の人口は北エリアが最も多く 2,127人となっています。続いて中央エリアが 1,507人、南エリアが 1,246人となっています。

エリア内にある認可保育所の定員数は、北エリアが最も多く 460 人となっています。 家庭保育室の定員数は、中央エリアが最も多く 100 人となっています。幼稚園の定員 数は、北エリアが最も多く 490 人となっています。

エリア別の $0\sim5$ 歳人口に占める認可保育所の定員数は、北エリアで21.6%、中央エリアで23.9%、南エリアで27.3%となっています。

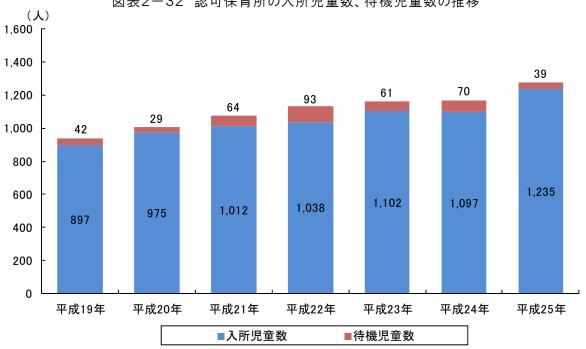
図表2-31 和光市の居住地エリア別の0~5歳児の人口と保育・教育施設定員数(平成25年)

							(人)	(%)
		01	~5歳の人		保育∙教	対育施設の	認可保育所定員	
		0~2歳	3~5歳	計	認可 保育所	家庭 保育室	幼稚園	─────────────────────────────────────
居住	北	1,157	970	2,127	460	72	490	21.6%
地工	中央	767	740	1,507	360	100	175	23.9%
リア	南	591	655	1,246	340	45	280	27.3%
全体		2,515	2,365	4,880	1,160	217	945	23.8%

資料:人口は、和光市住民基本台帳、外国人登録(平成25年3月31日現在)

3 認可保育所

和光市では、保育所の誘致、児童の弾力的な受入れ、定員増等による待機児童への 対応を図っているため入所児童数は増加していますが、待機児童の解消には至ってい ません。



図表2-32 認可保育所の入所児童数、待機児童数の推移

※各年4月1日現在、待機児童は国基準による人数

1歳児、2歳児、3歳児は、定員を大幅に上回る児童の受入れを行っていますが、 待機児童の解消には至っていない状況です。

図表2-33 年齢別認可保育所定員と入所児童数、待機児童数(平成25年)

(人) 待機児童 保育所定員 入所児童数 O歳児 105 107 0 1歳児 160 206 21 2歳児 195 233 13 3歳児 5 218 247 0 4歳児 239 223 5歳児 0 243 219 1,235 計 1,160 39

※平成25年4月1日現在、待機児童は国基準による人数

保育所入所児童数 1,214 人は、居住地別に見ると北エリアが 561 人、中央エリアが 347人、南エリアが306人となっています。

居住地と同じエリア内の保育所に通っている割合は北エリアが76.1%、中央エリア が 74.6%、南エリアが 84.0%となっています。

図表2-34 居住地エリア、保育所所在地エリア別の認可保育所入所児童数(平成25年)

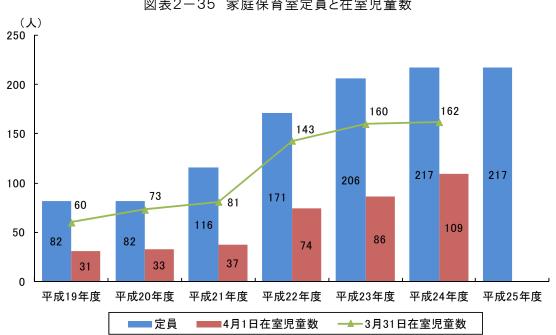
							(人)
		全体	保育	所所在地エ	エリア内	│ │待機児童	
		土冲	北	中央	南	通所割合	付成元里
居住	北	561	427	96	38	76.1%	18
地 エ	中央	347	37	259	51	74.6%	11
リア	南	306	13	36	257	84.0%	10
全伯	本	1,214	477	391	346		39

※平成 25 年 5 月 24 日現在

家庭保育室 4

家庭保育室の定員と在室児童数の年度別推移をみると、増加する保育需要に対応す るため誘致を行っていることからいずれも年々増加しており、平成23年度には定員 が 200 人を超えています。

家庭保育室の在室児童数が4月1日と翌年3月31日で差があるのは、4月に新たな 保育所が開園したり、家庭保育室から認可保育所に移行することがあるためです。



図表2-35 家庭保育室定員と在室児童数

5 幼稚園

和光市内にある幼稚園の幼稚園児数は、平成 17 年からの推移をみると、平成 18 年の 885 人をピークに減少傾向となっていましたが、平成 24 年は増加し、また平成 25 年には減少しています。

平成25年5月1日現在の在園児数は813人であり、定員945人に占める割合は86.0% となっています。なお、813人のうち、市内に居住する児童は772人となっています。



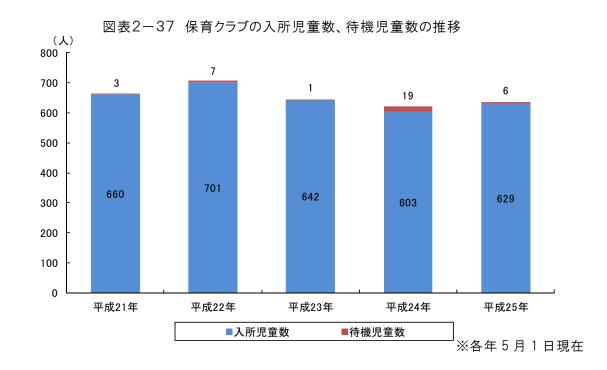
図表2-36 和光市内にある幼稚園の在園児数と定員に占める割合

※各年5月1日現在

6 保育クラブ

保育クラブの児童数は 600 人から 700 人の間で推移しており、平成 25 年は全体で 629 人となっています。待機児童は平成 24 年が 19 人と多くなっていましたが、平成 25 年には 6 人に減少しています。

平成25年には全体の定員689人に対し、入所児童数は629人で定員を60人下回っていますが、クラブごとに希望者の差が大きく、定員に対する入所率は最も高い諏訪保育クラブで110.3%、最も低い南地域センター保育クラブで30.9%となっています。なお、平成25年度の諏訪保育クラブ増築工事により定員を20人増員し、今後白子第二保育クラブ増設により定員を65人増員予定となっています。

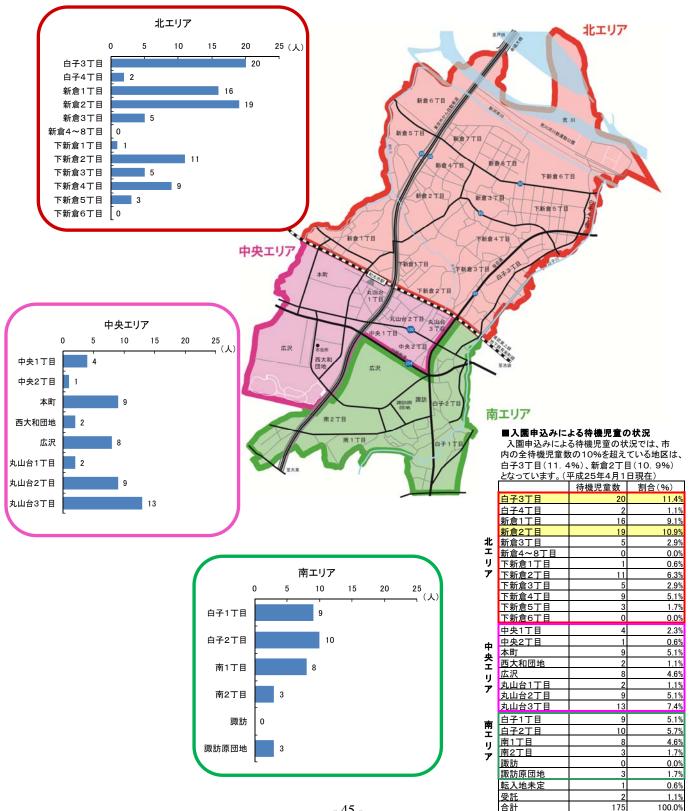


図表2-38 保育クラブの定員・入所児童数・入所率、待機児童数(平成25年5月1日)

				(人)
保育クラブ名	定員	児童数	入所率	待機児童数
中央保育クラブ	58	63	108.6%	0
諏訪保育クラブ	58	64	110.3%	3
新倉保育クラブ	80	86	107.5%	0
白子保育クラブ	70	66	94.3%	0
南保育クラブ	70	75	107.1%	0
北原保育クラブ	80	59	73.8%	0
本町保育クラブ	70	59	84.3%	0
広沢保育クラブ	58	42	72.4%	0
下新倉保育クラブ	90	98	108.9%	3
南地域センター保育クラブ	55	17	30.9%	0
計	689	629	91.3%	6

7 保育所の待機児童

和光市の入園申込時点(平成25年4月1日現在)の待機児童数をエリア別に見る と下図のとおりとなります。市内全域の全待機児童数の10%を超えている地区は白子 3丁目(11.4%)、新倉2丁目(10.9%)となっており、北エリアに待機児童が多く なっています。



8 和光市の保育施設整備状況

和光市の平成25年4月1日時点の保育所、家庭保育室の整備状況は下記のとおりです。待機児童の多い新倉2丁目と白子3丁目には施設が足りていないため、北エリアの施設整備が必要です。

	保育所	家庭保育室
全域	14 園	10室
北エリア	7園	4室
中央エリア	4園	4室
南エリア	3園	2室

